

発達保障のために学びたい本 連載 第9回

加藤直樹著

『障害者の自立と発達保障』

竹内 謙 彰



全国障害者問題研究会
出版部 1997年

本書刊行当時、著者の加藤氏は立命館大学の教員でありつつ附属中学校・高等学校の校長を兼務していた。そうした多忙な公務のなかでも、あえて刊行に至った理由を、加藤氏は二つあげている(pp.224-225)。第一の理由は、発達保障にかかわる考え方についての議論のためにこそ出版をすべきと判断したということである。第二の理由は、障害者の自立と発達保障にかかわる議論が、単に障害者における問題を超えて、広く様々な分野における人々の発達上の課題にもかかわる議論の素材となりうるとの認識である。

本書の構成

本書は三つの章と補章のあわせて4章から構成されている。このうち最初の3章は書き下ろしであるが、補章は雑誌『総合社会福祉研究』3号(1991)に掲載された論文に若干の字句修正を行って再録されたものである。

第一章『自立の時代』と自立論の展開』では、障害者基本法が1993年に公布されたという時代背景のもとで、あらためて自立とは何かについての問題提起がなされ、「権利としての自立」をどのようにとらえるべきかの検討がなされている。第二章「発達保障の今日的課題と自立」では、いったん自立の検討から離れて、発達保障がめざす課題についての検討がなされ、人間らしさをとら

える観点から、「目標・希望・展望」と「信頼・共感・連帯」という二つの論点が提起されている。第三章「障害者の自立と自立援助の視点」では、章タイトルにかかわって3つの課題「労働とその保障」、「自己決定能力」、「障害者の自立と共同・連帯の課題」をとりあげ、それぞれ1節を当てて論じており、本書の中でも最もページ数の多い章である。補章「社会福祉労働と発達保障」では、社会福祉労働を発達保障労働として位置づけるべきとの提起がなされ、その意義について論じられている。

以下、各章の概要を紹介し、最後に簡単なまとめを行うこととしたい。

第一章 「自立の時代」と自立論の新展開

第一章ではまず、自立についての二つの立場、すなわち「義務としての自立」と「権利としての自立」が対比して論じられる。

加藤氏は、出版当時の時代状況を、障害者に限らず女性、青年、老人、被差別部落、生活保護受給者など様々な人々の自立が論じられる「自立の時代」と特徴づけ、まず「義務としての自立」についての検討を行っている。「義務としての自立」はわが国の伝統的な自立観を背景にしつつも、とりわけ1980年代以降に強められたイデオロギー攻撃ともいえるべき性格を帯びた内容を含んでいる。そもそも、自立を問題にされている人々は「社会的弱者」であり、多かれ少なかれ人格の独立性を否定され権利を奪われてきたところ

に共通性がある。そうした人々が自らの自立を権利として要求するようになってきたのである。

「権利としての自立」が当事者によって要求されるようになってきた背景の一つとして、世界人権宣言(1948年)に端を発する国連での一連の取り組みを例にあげつつ、国際的な権利保障運動の前進があることを加藤氏は指摘する。また、他の先進諸国に比して市民社会の確立の点で遅れを取ってきたわが国ではあるものの、戦後の民主主義が1960年代以降の社会の発展の中でようやく国民の意識としても定着してきたことが、障害者を含む社会的弱者といわれる人々の「個人としての人格の独立性」を主張させることになってきたことも指摘されている。

自立に関する二つの立場についての検討をおこなったうえで、「依存的自立」、「全人格的自立」、「目標概念としての自立」の3点にわたって新しい自立概念が検討されている。

第1の依存的自立という概念は、一見矛盾した表現であるが、障害者の自立を考える上では極めて重要な視点を与えるものである。この概念の検討に当たっては、自立を「自分のことは自分で」という個人的な解決に還元していく見方ではなく、人と人との思いやりや助け合いなどの交流を基礎にして「人間らしく生きる権利」として自立をとらえる見方に焦点が当てられている。もちろん、自分のことを自分でできることは一般的には望ましいことではあるが、他方、社会の中で生きる存在であるわれわれ人間は、しかるべき専門的知識や技能を持つ人々の援助を受け、それに対する代価や代償を与える中で生きているのであり、自立した生活の中でも必ず依存は含まれるのである。依存的自立という考え方は、とりわけ障害者の場合には切実である。自分のことが自分でできるという点に様々な困難があるからこそ障害者なのである。それゆえ、必要な時に周囲に援助を求める力が必要不可欠となってくる。いわば援助要請力の獲得を含めて自立を考えるべきという提起であろう。

第2の全人格的自立という概念の検討は、自立

問題を論じる際、経済的自立を中心に語られることが多いことへの異議申し立てという側面を持つ。福沢諭吉はすでに明治期のはじめに、自立を精神的側面、認識的側面、経済的側面の三つの側面から総合的にとらえる自立思想を持っていたという。にもかかわらず、今日でも「義務としての自立」が強えられる現実の中では、自立といえはまず経済的自立であるとみなされやすい。この点にかかわって、知的発達障害を持つ女性の事例が考察されており、興味深い。彼女は、昼は作業所に通い夜は障害者ホームで生活している。作業所には補助金が、作業所には措置費が出されているなど、多くの面で税金が投入されているという点で、経済的に自立しているとはいいがたい。他方、家族には経済的にも日常生活的にも精神面でも依存はしていない。この事例からわかることは、自立を広く全体的な視点からとらえることの重要性であると加藤氏は指摘している。

第3の目標概念としての自立については、よく考え抜かれたものとして、河野勝行氏の「自立をもっとも簡潔に定義するならば、独立した社会的人格として自己の身体・生活・人生の主人公となりゆくことだといえる」という定義が引用されている。自立を目標概念としてとらえたときに二つの興味深い論点が見出されている。一つは、最重度といわれる障害者も含めて、多様な障害者の自立を同一の次元で問題にできるという点である。もう一つは、全人格的自立という視点と合わせてみたとき、問題とされている自立概念が、発達という言葉でイメージされることと近似してくるという点である。自立と発達はいずれも異なる概念であり、不用意な混同は避けるべきではあるが、自立という身近な言葉を使って人間としてのまっとうな生き方を語り合うことができるようになってきたことが、発達の概念とも近接する自立概念の豊富化に寄与しているのであろう。

第二章 発達保障の今日的課題と自立

第二章は、(1)「人間発達の時代」と発達保障、